

令和8年

6月号

県庁前交番だより

県庁前交番 625-1804

宇都宮中央警察署 623-0110

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です 不法滞在・不法就労防止

にご協力ください!

不法就労とは?



- 不法滞在者（不法入国者、不法残留者）が働いてお金を稼ぐこと。
- 働くことが認められていない在留資格の外国人が、許可なく働いてお金を稼ぐこと。



外国人を雇用するときは、
パスポート、在留カード
等で「在留資格」の確認を!



罰則の適用

働くことを認められていない外国人を雇った人や不法入国を手助けした人たちに対する罰則が今後強化される予定です。

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせた者（入管法第73条の2）

3年以下の拘禁刑
若しくは
300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する

退去強制を免れさせる目的で、不法入国者又は不法上陸者にかくまう等の行為をした場合（入管法第74条の8）

3年以下の拘禁刑
又は
300万円以下の罰金に処する